

年度会員のご案内



JCFヤング

初心者も応援
ゴルフ友ふやしたい35歳までの方

平日会員

年会費… 8,800 円(税込)

全日会員

年会費…16,500 円(税込)

JCFクラブ

ゴルフ界の中心 ミドル&シニア
おなじみ JCF 会員

平日会員

年会費…11,000 円(税込)

全日会員

年会費…22,000 円(税込)

JCFレディ

女性の明るく楽しい
ゴルフライフを応援♡

平日会員

年会費… 8,800 円(税込)

全日会員

年会費…16,500 円(税込)

●平日メンバー料金

平日は正会員様と同額でプレーできます。

●メンバーカード発行 & ●スタンプカード進呈

来場1回に1P取得。5Pで次回
1,000 円割引となります。

スタンプ 5 個取得で平日
プレー1回無料になります。

●平日追加金無料

会員様と同伴者のバッグ追加金が平日無料となります。

●会員様限定コンペ

「JCF杯」や「会員謝恩コンペ」に参加できます。

●全日会員特典

土日祝は、ビジター料金から 2,000 円割引となります。

スタンプ 5 個取得済カードの土日祝ご利用は、5,000 円割引となります。

JCF 年度会員は
こんなにお得です！



*ポイントおよびスタンプは、年度ごとに消滅します。
ただし、本年度入会更新の方は、従来のスタンプ
カードのご利用を5月末まで継続できます。
(会員期間は、3月1日から翌年2月末)

ジャパンセントラルゴルフ倶楽部

〒919-0726 福井県あわら市笹岡 30-204

Tel (0776) 74-2030 ・ Fax (0776) 74-2008

2022年ジャパンセントラルゴルフ倶楽部 JCF会員 [入会申込書]

私は会員会則等を承諾のうえ、JCF会員に申し込みます。

全日会員(22,000円) ・ 平日会員(11,000円)

レディ会員 ・ ヤング会員(平日 8,800円 ・ 全日 16,500円) ※いずれかに✓印をお付け下さい。

氏名	フリガナ		
	Ⓜ		
生年月日	T · S · H	年 月 日 (歳)	男 · 女
住所	〒		
	TEL () - 携帯: - -		
勤務先	フリガナ		
	TEL () -		
勤務先住所	〒		
他所属クラブ			
メールアドレス	* 優待割引・企画等の情報発信をいたします。		

【個人情報の取扱について】ご記入頂きました個人情報は厳重に管理し「JCF会員」の入会手続き・お客様への情報提供などに使用致します。ご本人の同意を得ることなく第三者への提供・提示などは一切致しません。

【申込必要書類】

入会申込書 ・ 運転免許証(記名者)のコピー又は、各種健康保険証等(顔写真添付・デジカメ可 3×4cm)

- 申込書類をご提出の後、指定口座振込または、当倶楽部フロントにてお支払い願います。
- 取扱銀行 北陸銀行 金津支店(普) 5022181
- 口座名 コスメヴェル(カ)

※申込書・必要添付書類は郵送または、倶楽部フロントにご提出下さい。お申込にあたっては「会則」をよくお読み下さい。

※ご入金確認後、登録者をフレンドシップJCF会員扱いとさせていただきます。

事務局記入欄	入会年月日 2022 年 月 日	会員 No.
--------	------------------	--------

会 則

- 第一条 ジャパンセントラルゴルフ倶楽部フレンドシップJCF会(以下、本会という)は、ジャパンセントラルゴルフ倶楽部(以下、倶楽部という)の施設利用を通じ 明朗、健全な社交機関として、利用者相互の親睦と技術の向上を目的とする。
- 第二条 入会希望者は入会時に年会費を支払うことにより、倶楽部が定める条件でプレーする権利を取得する。また、この会費は、退会等如何なる理由があつたとしても返還しない。なお、年会費を銀行振込する場合は、その手数料は会員本人の負担とする。
- 第三条 本会員資格は毎年3月1日より翌年2月末迄の期間とする。
- 第四条 本会員資格は、事由の如何を問わず、第三者に譲渡及び貸与する事を禁止する。
- 第五条 施設利用権は、契約期間満了日を以て自動的に消滅するものとする。
- 第六条 本会員は次の各号のいずれかにあたる事由があるとき、倶楽部の決定により本会員資格を停止、または退会を促し、もしくは除名することができる。
 - 【1】本会則または倶楽部が決定した事項に違反したとき。
 - 【2】倶楽部の名誉を著しく毀損し、秩序を乱したとき。
 - 【3】暴力団及びそれに類する組織の構成員と判断したとき。
 - 【4】コース・倶楽部に対して3ヶ月以上債務の履行を遅延したとき。
 - 【5】暴力または、暴言、ゴルファーとしてのエチケットマナーを逸脱し、当施設内において第三者の名誉を毀損したとき。
- 第七条 本会則に定めない事項および疑義が生じた場合は、倶楽部が別途これを定める。